職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

パートナーシップ関係にある者に係る旅費の取扱いを定めるため、旅費の支給に係る扶養親族について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。

2 新旧対照表 (議案集 5 ページ 議案集データ 9 ページ) 職員の旅費に関する条例 (昭和 34 年 7 月文京区条例第 30 号)

職員の旅費に関する条例(昭和 34 年7月又京区条例第 30 号)	
改正後(案)	現行
第一条 (略)	第一条 (略)
(用語の意義)	(用語の意義)
第二条 この条例において、次の各号に掲げ	第二条 この条例において、次の各号に掲げ
る用語の意義は、当該各号に定めるところ	る用語の意義は、当該各号に定めるところ
による。	による。
一~五 (略)	一~五 (略)
六 扶養親族 職員の配偶者 (届出をしな	六 扶養親族 職員の配偶者(届出をしな
いが事実上婚姻関係と同様の事情にある	いが事実上婚姻関係と同様の事情にある
者を含む。以下同じ。) <u>又はパートナー</u>	者を含む。以下同じ。)、子、父母、
シップ関係 (双方又はいずれか一方が性	孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員
的マイノリティであり、互いを人生のパ	の収入によつて生計を維持しているもの
<u>ートナーとして、相互の人権を尊重し、</u>	をいう。
日常の生活において継続的に協力し合う	
ことを約した二者間の関係その他の婚姻	
関係に相当すると任命権者が認める二者	
間の関係をいう。)の相手方、子、父	
母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として	
職員の収入によつて生計を維持している	
ものをいう。	
2及び3 (略)	2及び3 (略)
第三条~第四十五条 (略)	第三条~第四十五条 (略)
付 則	
この条例は、令和五年十月一日から施行	
ナフ	

3 施行期日

令和5年10月1日から施行する。